

令和3年度 第3回南風原町男女共同参画推進会議

い つ／令和3年11月8日（月） 午前10時～

場 所／南風原町役場 3階 庁議室

【 次 第 】

1. 開会
2. 議事
 1. 南風原町男女共同参画推進条例（案）について
3. その他
4. 閉会

■事前配付資料■

【資料10】南風原町男女共同参画推進条例（案）

【資料11】南風原町男女共同参画推進条例（案）【逐条解説】

■配付資料■

【資料13】南風原町男女共同参画推進条例（案）に関する意見に対する回答

【資料14】南風原町男女共同参画推進条例（案）新旧対照表

【資料15】南風原町男女共同参画推進条例（案）の制定目的の文言修正について

南風原町男女共同参画推進条例(案)に関する意見に対する回答

資料13

| 資料及びページ | 意見・質問 | 回答 |
|-------------|--|--|
| 全体 | 条例の形式ですが、文字の配列等はこれで大丈夫でしょうか。 | 条例のひな形がありますので、最終的にはそちらにあわせて作成します。 |
| 資料10 P1 第1条 | 「目的」の条文ですが、次のようにまとめてみました。 『この条例は、 男女共同参画社会の実現をめざすために 、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、 町の施策 の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。』 | 委員の意見を踏まえ、別紙の文章を提案します。 |
| P1 第2条 | (8)性別による固定的役割分担意識 1行目に、「性別にかかわらず個人の・・・」とたわわれているので、2行目の「性別によって」は省いても理解できると思います。 | 委員の意見を踏まえ、別紙の文章を提案します。 |
| P2 第2条 | (16)その他家庭内の暴力 1行目に、「家庭内における」とたわわれているので、2行目の「家庭内における」は省いてはどうでしょうか。 | 委員の意見を踏まえ、別紙の文章を提案します。 |
| P2 第3条 | (基本理念) (3)1行目の「地域、防災」とあえて防災と謳っている意図は。 逐条解説の中に「社会のあらゆる分野」と記述されているので統一してはどうでしょうか。 | 委員の意見を踏まえ、別紙の文章を提案します。 |
| P2 第3条 | (基本理念) また、(5)の1行目に相互の協力と社会の支援の下とありますが、(3)の <u>地域</u> との違いは？ | 「地域」は、その場所を表しており、「社会」は、その地域にいる人の集まり(集団)のことを表しております。 ただ、今回は場所だけではなく、「人」についてスポットを当てているため、委員からのご意見を踏まえ、本条文については、別紙の文章を提案します。 |
| 資料11 P1 | 前文の中に、条例を制定した理由(南風原町の現状・課題)が記述されていると共通理解し協働しやすくなると思います。 | 委員の意見を踏まえ、別紙の文章を提案します。 |
| P5 第2条 | (1)男女参画についての条例ですが、「全ての人」とは、男性・女性の二つの性別だけでなく性的マイノリティを含め、 <u>子ども、大人、障がいのある人もない人</u> と示してありますが、 <u>子ども、大人</u> を省いてはどうでしょうか。なぜならどちらも男女に含まれませんか。 | 年代により「男女共同参画」への意識に偏りがあり、特に年齢の高い世代において「男女共同参画」に対して低い認知度であるため、あえて「子ども、大人」と文言を入れております。 |

南風原町男女共同参画推進条例（案）新旧対照表

| 南風原町男女共同参画推進条例（新） | 南風原町男女共同参画推進条例（旧） |
|---|---|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>男女共同参画社会の実現を目指すために</u>、男女共同参画の推進に<u>関する</u>基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（中略）</p> <p>（8）性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、女は補助業務」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。</p> <p>（中略）</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に<u>関し</u>基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて全ての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（中略）</p> <p>（8）性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別によつて「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、女は補助業務」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。</p> <p>（中略）</p> |

(16) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

(中略)

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(中略)

(3) 全ての人々が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(中略)

(5) 家族を構成する全ての人々が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の

(16) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などの~~家庭内における~~あらゆる形態の暴力をいう。

(中略)

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(中略)

(3) 全ての人々が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、~~地域、防災その他~~のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(中略)

(5) 家族を構成する全ての人々が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の

家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、**社会**等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。

（後略）

家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、**地域**等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。

（後略）

南風原町男女共同参画推進条例（案）の制定目的の文言修正について

我が国においては、日本国憲法によりすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるとうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされてきました。

男女共同参画基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）の実現をめざしています。

南風原町においては、平成14年3月に男女共同参画の推進の指針となる「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。しかし、目指すべき社会にはまだ道半ばとなり、この男女共同参画計画の実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとするために本条例を制定することになりました。

条例の名称については、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的理念や目指すべき姿が、男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）及び沖縄県男女共同参画推進条例を基本としていることを踏まえ、「南風原町男女共同参画推進条例」としています。

第1条から第12条までは、目的や基本理念など条例の核となる部分で、基本的な考え方を定めています。第13条から第23条までは、町の基本的施策について定めています。第24条には委任について定めています。